

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県農林水産部が発注する委託業務（以下「業務」という。）（営繕工事に係る業務を除く。）において、熱中症対策費（施設・設備）を積算するに当たり、必要な事項について次のとおり定める。

（対象業務）

第2条 令和8年度以降の「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」及び「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領」（以下「基準書」という。）（ただし、令和7年度基準書の一部改定を含む）において、「主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、積上げ計上を行う」との内容が記載されている業務とし、受発注者間の協議により決定する。

（実施方法）

第3条 熱中症対策費（施設・設備）の計上は、変更契約において行うものとし、熱中症対策に係る施設・設備の種類や規模・設置期間については、事前に受注者（管理技術者等）が別添「熱中症対策費（施設・設備）計画書（別添様式1）」を発注者（監督員等）に提出し、協議により決定する。

なお、発注者は、対策の妥当性を確認の上、受注者に、業務打合せ簿〔通知〕により対策の可否について通知するものとする。

（積算方法）

第4条 基準書において、間接測量費等にて積上げ計上を行うとしているが、積算においては、「一括計上価格」に計上し、各諸経費率の対象外とする。

なお、熱中症対策に係る「作業員個人に対する費用」は、間接測量費等に含まれるため、対象外とする。

（実績報告）

第5条 対策を実施した場合、設計図書の変更までに、別添「熱中症対策費（施設・設備）報告書（別添様式2）」を発注者（監督員等）に提出しなければならない。

（対象業務の明示）

第6条 熱中症対策（施設・設備）を実施する対象業務については、特記仕様書に対象業務である旨を記載することとする。

なお、本要領策定前に契約している業務についてはこの限りではない。

附則

この要領は、令和8年7月15日から施行する。

ただし、令和8年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件にも適用できる。